

# 北九州市請負工事 中間技術検査実施要領

制定 平成20年4月1日

改正 平成27年8月1日

改正 平成28年1月4日

改正 平成28年4月1日

## (目的)

第1条 この要領は、北九州市請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第3条による中間技術検査（以下「技術検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 技術検査は、完成検査を補完するために工事の実施状況及び完成時点で不可視・手直しの困難となる部分等の確認検査を行い、品質の確保・向上及び工事の良好な完成を図ることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 技術検査の対象工事は、別表1に定める工事とする。

## (実施工事の決定等)

第3条 技術検査の実施については、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内で、一部完成検査、出来形検査の時期等を考慮し、施工の各段階における重要な変化点及び受注者からの要求に基づき行うことを原則とし、工事監督課と検査課が協議のうえ決定するものとする。

2 技術検査の実施回数は、工事内容、工種、重要度、必要性等に応じて決定するものとする。

## (技術検査の方法)

第4条 技術検査は、対象工事の品質を確保するため、技術検査の申請があった日までの出来形を対象として、原則として別表2に規定する関係書類に基づき、工事の実施状況（施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理等）、出来形及び出来栄等工事全体について、技術的な検査を行うものとする。

## (他の検査との関係)

第5条 技術検査で確認した出来形部分については、施工において再度の確認が必要な場合を除き、完成、一部完成、出来形検査時の確認を省略することができる。

## (技術検査の実施手続き)

第6条 第2条で規定する工事の技術検査の実施については、特記仕様書等により、あらかじめ受注者へ通知するものとする。

2 第3条第1項で決定した技術検査を実施する場合、検査課長は事前に中間技術検査実施通知書（別に定める様式1号）により工事担当課長へ通知するものとする。

## (技術検査結果の通知等)

第7条 検査課長は、技術検査を終了したときには、直ちに中間技術検査結果通知書

(別に定める様式2号)を作成し、工事担当課長に通知するものとする。ただし、指摘事項がない場合には、通知を省略することができる。

2 工事担当課長は、前項の指摘事項の対応について、速やかに中間技術検査結果対応報告書(別に定める様式3号)を検査課長に提出するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 監督員、工事担当係長及び検査員は、検査結果及び対応状況に応じ、工事成績評定に適切に反映するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年1月4日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

## 中間技術検査に該当する工事 (別表1)

### 1 対象工事

#### (1) 低入札価格調査実施工事

低入札価格調査制度を適用する工事において、調査基準価格未満の金額（低入札価格）で入札を行った者と契約した工事（平成20年4月1日以降の入札公告案件で契約した工事）

#### (2) 全工事共通

技術監理局長が必要と認めた工事

## 中間技術検査に必要な関係書類 (別表2)

受注者は、中間技術検査の実施に当たり、原則として次に示す書類を準備しておくこと

- 1 契約関係書類  
契約書、設計図書、現場代理人・主任技術者等の通知書等、工程表、工事外注計画書、監督員選定通知書 等
- 2 施工計画書  
施工計画書については、監督課による点検の済んだもので、工事全体に関する施工計画内容を記載したもの
- 3 指示票、施工承認など  
検査の対象となる工種(注1)に関するもの
- 4 安全管理資料(安全訓練の実施状況や安全点検に関するもの)
  - ・ 施工計画によるもので、受注者による安全訓練等の実施状況の分かるもの
  - ・ 監督課による安全点検チェックリスト
- 5 品質管理資料  
施工計画によるもので、検査の対象となる工種(注1)に関するもの  
(例えば、土工であれば密度管理及び含水比、コンクリートであれば配合計算書、強度管理、鉄筋のミルシートなど)
- 6 出来形管理資料(土木工事のみ)  
施工計画によるもので、検査の対象となる工種(注1)に代表1箇所程度
- 7 段階確認資料  
施工計画によるもので、検査願提出日までに実施したもの全て
- 8 工事写真  
施工計画によるもので、検査の対象となる工種(注1)に関するもの
- 9 材料使用関係  
検査の対象となる工種(注1)に関するもの
- 10 検査部分(出来形等)を示す図面  
検査の対象となる工種(注1)が分かるように契約図面等に着色したもの
- 11 その他必要と認めるもの  
例えば、杭基礎における先端支持等の確認資料、緊張工における数値の根拠等、設計時に定められた数値などが確認できる資料など

(注1) 完成時に不可視・手直しの困難となる部分の出来形

(注2) 原則として■の印があるものは、検査願いと併せて提出する書類、その他については、検査時に提示を求めるもの